

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理業務事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
100080	企業立地促進法に掛かる包括的な規制緩和	森林法(昭和26年法律第49号)第10条の2	森林法第10条の2においては、森林の有する公益機能を維持し、森林土地の適切な利用を図るため、森林での一定規模を超える開発行為については、都道府県知事の許可が必要とされている。 この林地開発許可制度では、開発前の森林の残っている土砂の流出・崩壊による災害の防止や水の確保、環境の保全等の機能に支障を及ぼさない観点から、農林水産省から都道府県への技術的助言において、開発行為に係る事業の目的、懸念、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置もしくは造成の適切に行われたことを具体的な許可の条件の一つとしている。	企業立地促進法において、特別措置の一つとして森林法に基づく緑地規制を緩和する。	縦割り行政による、複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産業の活性化を目指す。 具体例には、企業立地促進法に基づく基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場合、その適用区域(重点促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等においてもその対象とする。 提案理由: 本市においては、企業立地促進法に基づく条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面積率20%以上に対し、緑地面積率を10%以上に緩和している。 しかし、森林法により立てられた地域森林計画の対象民有林は知事の許可を受けなければ開発することは出来ず、許可基準となる森林率は概ね25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特例がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特例による恩恵が受けられない。 工場立地法及び森林法ともに国土環境の保全を目的とするものであり、その上で一方においては特別措置が認められていること、また企業立地促進法においてはその支援措置の一つとして各府省との連携による支援措置を掲げていることから、本特別措置において個々の規制を一括して緩和することで、より円滑な産業集積の形成、ひいては地域の活性化に資するものと考えます。	D		林地開発許可における残置する森林の割合については、林野庁長官通知による都道府県への技術的助言を行っているが、規制の趣旨を踏まえて弾力的に運用することは可能である。ただし、その運用にあたっては、工場立地法との違いを踏まえ、適切に運用する必要がある。 森林法における開発の許可は、森林の開発によって土砂の流出・崩壊による災害の防止や水の確保、環境の保全等の森林の公益的機能に支障を及ぼすことのないよう、一定面積の現況森林を原則として森林のまま維持・保全することとし、もって地域住民の安心安全を確保するものである。 一方、工場立地法においては、工場立地が周辺生活環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の施設整備にあたり、生産施設を敷地面積の一定割合以下に抑えたとともに、造成等により緑地や運動場等の環境施設を一定面積以上整備するよう定められているものである。 また、実態的にも、前者においては、森林地域において、森林が現に有する公益的機能を維持するために、一定割合の森林を維持・保全するものであるのに対し、後者においては、主として森林地域以外で緑地等を新たに一定割合以上整備しようとするものであり、同様に扱えるものではない。したがって、企業立地促進法で認めている工場立地法の特例と同様の規定を森林法について設けることは困難である。							0 0 4 2 0 1 0	古河市	茨城県	農林水産省 経済産業省		
100090	卸売市場法の改正	卸売市場法(昭和46年法律第25号)第9条第3項第2号、第11条第1項、第16条、第33条、第37条、第38条、第44条、第46条、第47条、中央卸売市場業務規程例(11食農第3039号)第57条、第71条	・施設の使用用途(種類、規模、配置、構造など)については、同法第9条第3項第2号により事業計画で定められることとされており、その変更については、軽微な変更を除き、国の認可が必要(卸売市場法第11条)とされている。 ・指定管理者については、業務規程例第71条において、指定管理者に対する市場施設の管理に關する責務を明記しているが、届出受理や企画調整業務は含まれていない。 ・各種報告業務等については、同法第46条及び第47条において、卸売業者は卸売業者の公表を行うこととされている。また、同法第37条及び44条において、卸売・仲卸の両者均の卸売業者が、開設者が認めた場合は、この限りでない。 ・商物一致規制については、同法第39条において、市場内にある卸売業者等以外を卸売することは禁止されているが、開設者が認めた場合等には、この限りでない。	○ 行政による監督規定の緩和 ・施設の使用用途についても管理する自治体だけで変更できるように規制緩和 ・指定管理者への委託業務範囲の拡大(許認可や企画調整も委任可とする) ・各種報告業務等の簡素化(日々の取引量の公表の簡素化など) ○ 市場取引の規制緩和 ・商物一致規制の更なる緩和	①現状 ・大正12年に制定・公布された「中央卸売市場法」(昭和46年に「卸売市場法」に改正)は、制定以来80数年経過し、数次にわたる法改正がなされたものの、急激に変化する現代の流通構造への対応が不十分な状況。 ②問題点 ・市場主要施設の用途変更については国の承認が必要ことから、機動的、弾力的に対応しにくい。 ・中央卸売市場の指定管理者制度は、卸売市場関連規定により委任する業務の範囲が報告や施設の管理業務などに限定され、許認可や市場の活性化に向けた企画調整などの業務は委任ができず、民間のノウハウや企画提案力の活用が困難。 ・中央卸売市場では、日々の取引量の公表など各種報告等の手続きが煩雑で場内業者の負担が大きく、また、指定管理者制度導入にあっても、管理者の負担が大きくなり、経費削減が困難。 ・商物一致規制により効率的な取引に対応できない。 ③解決策 ・市場主要施設の用途変更については機動的、弾力的な対応ができるように法令等の緩和を行う。 ・各種報告等の手続きなどで場内業者や指定管理者が負担とならないように法令等の緩和を行う。 ・指定管理者制度を導入するために、民間のノウハウや企画提案力を活用しやすいように法令等の緩和を行う。 ④効果 ・卸売市場に係る規制を緩和することにより、取引量の減少に歯止めをかけ、市場の活性化を促すことができる。	F	I	昨年10月から、卸売業者、仲卸業者等を委員とする「卸売市場の将来方向に関する研究会」において、卸売市場に期待される役割と将来方向、施策のあり方について総合的に検討し、平成22年3月26日に報告が取りまとめられている。 同報告においては、「事前承認制の見直しや、届出書類や報告の必要性の検証を通じて、事務の簡素化の推進を図る必要がある」、「市場関係業者の主体的な参画を得つつ、より戦略的な市場運営を確保する観点から、現在、一定の制約を設けている指定管理者の業務を拡充する必要がある。」、「商物一致規制について、例外要件の見直しを行う必要がある」といった提言があり、今回、貴府からいただいた提案もこれと同様のものであると考えている。 農林水産省としては、今後、取りまとめられた報告を踏まえた検討を実施し、本年10月を目途に次期「卸売市場整備基本方針」を策定する予定であり、その検討を進める中で、開設者が卸・仲卸業者に課している規制等の見直しを含め、今回いただいた提案についても、貴府のご協力もいただきながら、その実現に向けて検討してまいります。								競争力ある総合食料物流基地の構築	0 0 4 3 5 7 0	大阪府	大阪府	農林水産省